

岩手県収用委員会の審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県収用委員会

会長 野村 弘

岩手県収用委員会規則第 1 号

岩手県収用委員会の審理の傍聴に関する規則の一部を改正する規則

岩手県収用委員会の審理の傍聴に関する規則（昭和 56 年岩手県収用委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 59 条及び岩手県収用委員会運営規則（昭和 56 年岩手県収用委員会規則第 1 号）第 14 条の規定により、<u>岩手県収用委員会（以下「委員会」という。）</u>が行う公開による審理（以下「審理」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴券)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p><u>2 [略]</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p><u>4 [略]</u></p> <p>(傍聴人の入場)</p> <p>第 3 条 傍聴人が傍聴席へ入ろうとするときは、<u>法第 58 条第 3 項の規定に基づき委員会の事務を整理する職員</u>（以下「係員」という。）に傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。</p> <p><u>2 会長は、傍聴席が満員となったときは、その旨を表示して、傍聴券の交付を停止することができる。</u></p> <p>(傍聴席への入場禁止)</p> <p>第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席へ入ることができない。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 精神に異常があると認められる者</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p> <p><u>(4) つえ、はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者（病気その他の理由により、つえを携帯することについて会長の許可を得た者を除く。）</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>2 児童及び乳幼児は、傍聴席へ入ることができない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 59 条及び岩手県収用委員会運営規則（昭和 56 年岩手県収用委員会規則第 1 号）第 14 条の規定により、収用委員会が行う公開による審理（以下「審理」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴券の交付)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p><u>2 傍聴人の人数は、場所その他の事情によって定めるものとする。</u></p> <p><u>3 [略]</u></p> <p><u>4 [略]</u></p> <p><u>5 [略]</u></p> <p>(傍聴人の入場)</p> <p>第 3 条 傍聴人が傍聴席へ入ろうとするときは、<u>収用委員会事務局の職員</u>（以下「係員」という。）に傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。</p> <p>(傍聴席への入場禁止)</p> <p>第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席へ入ることができない。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) [略]</u></p> <p><u>(3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p>

<p>(傍聴人の遵守事項)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 病気その他の理由により会長の許可を得た場合のほか、帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p>	<p>(傍聴人の遵守事項)</p> <p>第7条 傍聴人は、傍聴席においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第2条関係)

No. _____	年 月 日
<h2 style="margin: 0;"><u>傍 聴 券</u></h2>	
<p>事件名 _____</p> <p>住 所 _____</p> <p>氏 名 _____</p>	
<p>傍聴人は、次のことを守って下さい。</p> <p>なお、違反した場合は、退場させる等の場合もありますのでご注意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 審理における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</li> <li>2 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</li> <li>3 はち巻、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。</li> <li>4 飲食又は喫煙をしないこと。</li> <li>5 みだりに傍聴席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。</li> <li>6 その他審理の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。</li> <li>7 会長の許可を得た場合のほか、写真、映画等を撮影し、又は放送、録音等をしないこと。</li> <li>8 傍聴人は、すべて係員の指示に従うこと。</li> </ol>	
<p>岩手県収用委員会</p>	

(A4)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。